

近世後期中国山地地域の農民経済

中山 富 広

【キーワード】切畑 隠田 開墾 鉄穴 諸稼ぎ 村借 趣法米

はじめに

広島藩^{みよし}三次・恵蘇郡^{えそ}等の代官であった頼杏坪^{らいきょうへい}は、「郡村生理の厚薄貧富」は「全く其土地人民の聚散増減」にあるという一説について、国郡志編さんの過程で分析を行った。文政4（1821）年当時の人口と「正徳・享保御改めの記録」と比較したところ、「凡そ百年の間に民数の増減大相違御座候て、郡々の盛衰、村々の貧富、兼て粗承知仕り居り申し候所引合せ考合い仕り候えば全く符合仕り候」と、その説に賛同し、そして次のような指摘を行った¹⁾。

当時泰平の御代何方も戸口繁殖仕り、既に奥山県村々も人数相増し申し候所、私支配奴可・三上・恵蘇郡等は右の通り大いに減少仕り候、左候えば同郡は弥生理^{いよいよ}薄く御座候て渡世相成り難く、一体気運も衰え居り申し候て、人の産育も数少なく御座候哉、四方へ流亡の民も多く御座有るべし、何分甚だ不便の儀に御座候て、実に以て難渋の郡柄と申す儀明白に相知り申し候、昔さえ人少の地にて御座有るべく候所、右百姓壺万二千人も尚又減少仕り候えば、同郡の内処々荒田畠も出来、当時松杉の林に相戻り申し候ヶ所も少なからず、仮令耕作仕り候も人手少なく民力薄く候故、作毛も昔の通り作り出し候儀は相成り難し

奴可^{ぬか}・三上・恵蘇郡は旧東城町・西城町・庄原市・比和町・高野町^{たかの}・口和町のいわゆる備北農村の大半を占める地域である。杏坪はこの地域を良く熟知しており、「生理」「民力」の薄い「難渋の郡柄」とし、「流亡の民」「荒田畠」が増加し、「作毛」（収穫）も低位にとどまっていると指摘する。こうした杏坪の観察は戦後の芸備地方の地域史研究にも基本的に踏襲されてきた。筆者も旧稿において恵蘇郡が生産力的に低位であり、農業経営史的にはいわゆる東北型の特徴を持ち、かつ北関東の農村荒廃の様相をあわせもった郡であったことを強調したが²⁾、はたしてそのように単純化して理解してよいものであろうか。

この頼杏坪の観察に端を発する考え方に異を唱えたものに谷村賢治氏の論稿がある³⁾。氏の主張の一つに、杏坪が分類した「奥筋」「浦辺」の農業生産性についていえば、「奥筋」が高いということである。普通、他地域では「浦辺」の農業生産性が高いのに、なぜ広島藩では「奥筋」の方が高いのかという難問に挑んでいるが、結局は生産性が低い「浦辺」ゆえに出稼ぎや多くの余業・副業を求めざるをえなかったという論旨を導いている。氏のいう農業生産性は石高を人口で除したものであり、その点に大きな問題があるが、氏の着眼点には興味深い点があろう。

ところで筆者は現在でも杏坪の現状観察に大きな間違いはないと考えているが、旧高野町^{おくもんでん}奥門田

栗本家文書に接して、恵蘇郡を「生理」「民力」の薄い「難渋の郡柄」と単純に決め付けるわけにはいかないとおぼやかしをえなくなった⁴⁾。たとえば稲作を「浦辺」と比較しても「厚蒔き」ではあるが、反当2石前後の収穫があったことを知りえたからである。また筆者は近世における奴可・三上・恵蘇郡の耕地増加率がきわめて低いことを指摘したが⁵⁾、これも再検討する必要がある、杏坪が指摘する「郡の内処々荒田畠も出来^{しゅったい}」という状態も再考の余地がある。したがって本稿の課題は、上述の頼杏坪が示した近世後期の「奥筋」の状態を再検討することにある。具体的には荒地と耕地増加率、戸口の増減とその背景、稲作と諸稼ぎなど、恵蘇郡を中心に経済状態を検討して、「難渋の郡柄」のその「難渋」の質を明らかにすることにあるが、換言すればそれは注2)にあげた旧稿の全面的な再検討を意図している。

I 「奥筋」の開墾と耕地増加率

1. 切畑の存在形態

安芸国一円と備後国8郡のいわゆる広島藩領で検地が実施されたのは2回であった。福島氏が慶長6(1601)年に全藩的に実施した慶長検地と、浅野氏が寛永15(1638)年に蔵入地にのみ竿入れした寛永地詰である。切畑は寛永地詰のみにみられる地目で石盛は1斗である。切畑は切替畑ともよばれ、山中で行われた焼畑であった⁶⁾。では福島氏は慶長検地において焼畑を把握しなかったのであろうか。管見の限り、この点についてふれた著書や論稿はないと思われるが、芸北地方の一文書に「けんわ四年まえのとし、御公儀様よりやき畠御せんさく成され、やき畠御帳御ぎん見成され候、其時かちの木やき畠御目に懸け、残らず引合い仕り候」⁷⁾とあることが注目される。すなわち元和4(1618)年以前に福島氏が「やき畠」の調査を実施したことがわかるが、これは慶長検地とは別にその後実施されたと推測されるから、慶長検地帳には焼畑(切畑)はもちろん登録されていない。したがって浅野氏の給知村々には帳簿上切畑は存在せず、地詰が行われた蔵入の村々にのみ切畑が存在したことになるが、三次郡の給知村々でも切畑の地目がみられる。これはおそらくその後実施された地こぶり・地ならし等によって山帳の切畑が組み込まれたものと考えざるをえない。

切畑では蕎麦や稗などの雑穀が栽培されていたものと思われるが、中国山地では近世を通じて焼畑農耕が行われていたのであろうか。そこで恵蘇郡高野山組(旧高野町)の切畑を検討しておこう(表1)。全体の耕宅地面積の約3割が切畑で占められており、奥門田村に至っては3分の2が切畑であった。そして「数年荒所に相成り居り申し候」と述べられているように、18世紀末段階では多くは放置された状態になっていたことがうかがえる。このことは芸北の山県郡でも同様であった。上筒賀村では宝暦11(1761)年に12町7反歩の切畑について、「此分猪鹿荒し申すに付き、三歩程粟稗大小豆作り申し候、其外荒れ申し候」⁸⁾と記し、坪野村でも寛政4(1792)年「猪鹿荒し申すに付き年々作荒れ、草山に相成り申し候」⁹⁾と、切畑が草山化しつつ

表1 恵蘇郡高野山組の地目別面積と切畑（寛政3年）（単位；畝）

村名	田	畑	屋敷	A計	B切畑	C=A+B	B/C	切畑備考
新市	4434.1	1530.6	134.0	6098.7	1564.7	7663.4	20.4%	近年猪鹿多く過半荒申候
和南原	3760.5	1634.8	55.9	5451.2	2225.3	7676.5	29.0	数年荒所二相成居申候
岡大内	2484.6	701.6	31.4	3217.6	1146.1	4363.7	26.3	
上里原	1727.7	1013.2	23.3	2764.2	755.7	3519.9	21.5	数年荒所二相成居申候
高暮	1401.1	2679.6	25.9	4106.6	2029.8	6136.4	33.1	年々荒申候
下門田	1989.1	923.8	26.9	2939.8	2129.9	5069.7	42.0	数年荒所二相成居申候
中門田	1740.8	500.8	14.5	2256.1	1546.5	3802.6	40.7	数年荒所二相成居申候
奥門田	1939.6	810.0	20.1	2769.7	5337.2	8106.9	65.8	内1337.8畝先年より荒所
南	2726.0	1180.0	29.2	3935.2	1617.0	5552.2	29.1	
下湯川	2363.9	1074.6	35.6	3474.1	720.6	4194.7	17.2	数年荒所二相成居申候
上湯川	2804.3	999.0	35.2	3838.5	540.0	4378.5	12.3	
計	27371.7	13048.0	432.0	40851.7	19612.8	60464.5	32.3	

注) 広島大学日本史研究室蔵伊吹家文書「恵蘇郡高野山組村々万差出帳」（寛政3年）により作成。

あったことが述べられている。また文化14（1817）年、上述の上筒賀村では「当春御願ひ申し上げ候刈替畑、当月五日迄残らず焼き仕舞い申し候」と報告しているが、その面積はわずか1反8畝であった¹⁰⁾。

それでは表1の53町歩余の切畑があった奥門田村では13町歩余が荒れたとされているが、その後残りの40町歩の切畑はどうなったのであろうか。地租改正時においても畑地の「下所内切替畑ト唱ル畠所アリ」¹¹⁾と、切畑は存在した。しかしその面積は「切替畑反別一反一畝貳拾七歩」¹²⁾とごくわずかであった。切畠は近世を通じて徐々に利用されなくなっていったようであるが、その切畑部分は山林化したのであろうか、それとも畑地化していったのであろうか。

この点について上筒賀・中筒賀村の寛文10（1660）年の山帳¹³⁾を取上げよう。注目すべきはこの山帳のなかに380筆27町歩余の切畑が記載されていることである。筆数の380筆は寛永地詰より19筆多く、逆に面積は3反7畝歩余少ない。これは山帳の記載ミスというより、元来切畠は長年使用すると地力が衰えるため3年から10年で土地を切替えたようであるから¹⁴⁾、普通の田畑のように毎年作付が可能であったというわけではない。こうしたこともあって山帳と地詰帳の数値は一致しないのであろう。いずれにしても切畑は里方に近い場所ではなく、多くは腰林や野山の山中に設定されていたものと思われる。中には普通の畑地に転換された切畑もあったであろうが、多くは山林化していったのではなかろうか。問題はこれを切畑の荒地化ととらえることの是非であろう。たしかに焼畑は縄文時代以来の文化であるが、里方に条件のよい普通田畑が整備されていけば、次第に実施されなくなっていても不思議ではない。おそらく芸北・備北農村では、近世中期以降焼畑の伝統が急速に失われていったものと思われる。

2. 荒地の開墾と杏坪の「隠田自訴論」

では頼杏坪が指摘する「荒田畠」の増加について検討しよう。文化11（1814）年、杏坪は意見書「三次恵蘇郡地合救方愚考」¹⁵⁾のなかで、「別けて三次御還府以来は兩郡人民弥増し減少仕り候て、田畠荒地多く相成り、御年貢村かつぎ相増し候て、概し免次第に高く組上げ候故弥凌ぎ難く相成り」と、荒地分の「かつぎ」（村民負担）が増えて、結果的に免（年貢率）が高くなっていることが難渋の根本原因であると述べている。もちろん杏坪のいう「荒田畠」は切畑のことではなく本田畑のことであろう。

そこで次に寛政3（1791）年における恵蘇郡高野山組の荒所を提示してみよう（表2）。表1の11か村のうち荒所の記載があるのは表2に示した6か村である。荒所の記載がないのは荒所が実際になかったのかどうか判断できないが、表示分だけとりあえず検討してみよう。畑の荒所で*印がついているのは「荒所同前悪所」と記載されたもので、収穫が極端に悪い畑である。また岡大内村の田面積が表1と表2で一致しないのは、表1の数値に加えて「外に弐町壺反五畝九歩」の「荒所」があるからである。杏坪が指摘するように、たしかにこれらの村々では畑地に荒所が多く、また奥門田村では田の面積の1割に当たる2町2反余が荒れていることは尋常ではないし、同様に岡大内村の畑地の7割が荒所に近いということも異常であろう。

しかしこの点についての評価は後述することにして、「春草堂秘録」に収められた文政10（1827）年の「田畠開墾等致居候者自訴懇諭書試」を紹介しよう。杏坪は藩の「御世帯の御補益」のために、農民に「隠田自訴」を奨励することを建言する。

就いては百姓共下地持ち来り田畠帖面の外、追々歟先開添え、又は荒所打ち起し、或いは腰林の内、又は古川成り等田畠に致し、是迄最早作り試み候場所もこれ有るべし…これに依りこの度御領分一統へ右等開添え等の田畠致し所持候者これ有り候わば、速やかに自訴致し候様仰せ付けられ候

続けて「御上御大切な土地」を無願いで開き「隠田作り取り」をしている者は処罰されるべきであるが、ここは「格別の御仁恵」をもって咎めることなく、「却って申し出ぶり品に寄り」褒

表2 高野山組の本田畑荒所（寛政3年）（単位：畝）

村名	田	荒所	比率	畑	荒所	比率
新市	4434.1	-	-	1530.6	*250.6	16.4%
岡大内	2699.9	215.3	8.0%	701.6	*509.0	72.5
高暮	1401.1	-	-	2679.6	*556.0	20.7
奥門田	1939.6	227.0	11.7	810.0	223.6	27.6
南	2726.0	37.0	1.4	1180.0	51.7	4.4
上湯川	2804.3	25.2	0.9	999.0	*336.0	33.6

注) 典拠は表1に同じ。

賞すべきであると論じている。そしてこの建言の成功の鍵を握っているのは村役人であり、「役人共手許に開地等これ有り候わば、一番に自身より打出し候て下方の手本」となるべきであった。この建言は文政9年に菅長左衛門（用人）へ提出したものであるが、翌10年の建議では松野唯次郎（大目付）も「至極同意にて取持ち、御年寄衆も免許」に同意したようであるが、年寄関蔵人政権下で「当路」（政策責任者）となった筒井極人（大目付・郡奉行）はこれを無視したという¹⁶⁾。ところで杏坪はこれらの隠田をどれくらいと見積もっていたのであろうか。

右の通り能々道理合申し聞かせ候わば、隠田持ちも至極納得の上夫々有体に申し出づべし、左候えば、弐万石も御高増しに相成るべく候哉、其内を以て奴可郡其外難渋村御救い下され候わば、御大益此上無き儀に候

杏坪は広島藩全体で石高にして1～2万石もの田が把握でき、その年貢分を備北の難渋村に救恤米として回してもらいたいと述べている。2万石の田を反当1石とすれば、その面積はわずか2000町歩である。現地を熟知している杏坪でさえ隠田の規模についてはこの程度の認識であったのだろうか。それとも「浦辺」（沿岸部）の耕地面積の激増を体感できなかったのであろうか。前掲注5）拙著で明らかにしたように、近世を通じて沿岸部の佐伯郡では4000町歩、安芸郡で5000町歩、賀茂郡で6000町歩、豊田郡で6000町歩、御調郡で4000町歩、5郡計で約2万5000町歩の増加があったからである。では中国山地農村の実情はどうであったのか再検討したい。

3. 耕地面積の増加

前掲拙著において近世の耕宅地面積の増加率について、比婆郡（奴可・三上・恵蘇郡）1.31倍、双三郡（三次・^{みなに}三谿郡）1.50倍、高田郡1.71倍、山県郡1.87倍と単純に試算した。検地竿の規格を考慮すれば若干低くなり、沿岸部諸郡が2倍以上であったことと対照的であったことを明らかにした。しかしこれは大部分が山林化した切畑を考慮しておらず、「奥筋」諸郡の農業生産性を低く規定することとなってしまった。

そこで表3として18世紀末の差出帳と明治9年の「地券税帳」のデータを提示してみたい。切畑の面積が判明する恵蘇郡口村組と高野山組の19か村に限られるが、興味深い事実が判明する。まず高野山組と同様に寛政年間段階で口村組においても「切畑当時荒所」と報告されているから¹⁷⁾、くり返すようだが、切畑の大部分は近世を通じて山林化したとみてよいだろう。また寛政3年の数値は当時の面積を表わしているのではなく、17世紀半ばの地詰や地こぶりの結果を示すものである。したがって耕地面積の増加といった場合、切畑を除いた面積AとBとを比較すべきであると思われる。

表3の耕宅地増加率（B/A）について説明すると、前掲拙著のように切畑をAに加えれば、口南では1.42倍となるが、切畑を除いたものでは表示のように1.50倍となる。切畑がわずかに12町歩余であったから余り変動はないが、口北では1.25→1.62倍、下高野山で1.00→1.76倍、上高野

表3 恵蘇郡口村組・高野山組の地目構成と増加率

(単位:畝)

組	村	寛政3 (1791) 年					明治9 (1876) 年				B/A
		田	畑	屋敷	A計	切畑	田	畑	屋敷	B計	
口 南	金田	2423.6	1703.6	34.6	4161.8	485.0	4501.6	1754.0	333.6	6589.2	1.58
	湯木	5992.7	3365.3	80.9	9438.9	423.0	11896.4	1694.3	685.4	14276.1	1.51
	永田	6132.9	3299.4	59.3	9491.6	354.0	11159.5	1451.2	659.7	13270.4	1.40
	常定	1330.8	679.7	12.5	2023.0	-	2751.9	617.7	175.8	3545.4	1.75
	小計	15880.0	9048.0	187.3	25115.3	1262.0	30309.4	5517.2	1854.5	37681.1	1.50
口 北	大月	2648.0	1946.4	37.1	4631.5	294.0	5441.5	676.4	301.8	6419.7	1.39
	向泉	5987.0	2107.8	49.4	8144.2	98.5	10347.4	1243.1	558.7	12149.2	1.49
	宮内	2977.1	1733.6	77.6	4788.3	*1538.4	6988.4	1757.7	570.7	9316.8	1.95
	竹地谷	2150.5	2440.8	42.4	4633.7	4307.5	6099.6	1976.6	468.1	8544.3	1.84
	小計	13762.6	8228.6	206.5	22197.7	6238.4	28876.9	5153.8	1899.3	35930.0	1.62
下 高 野 山	高暮	1401.1	2679.6	25.9	4106.6	2029.8	4466.6	2091.3	308.9	6866.8	1.67
	上里原	1727.7	1013.2	23.3	2764.2	755.7	2847.6	1001.2	152.1	4000.9	1.45
	岡大内	2484.6	701.6	31.4	3217.6	1146.1	4719.8	1265.6	201.7	6187.1	1.92
	下門田	1989.1	923.8	26.9	2939.8	2129.9	3596.8	1046.4	188.6	4831.7	1.64
	中門田	1740.8	500.8	14.5	2256.1	1546.5	2898.1	703.2	156.9	3758.2	1.66
	奥門田	1939.6	810.0	20.1	2769.7	5337.2	4103.5	1872.7	192.8	6168.9	2.23
小計	11282.9	6629.0	142.1	18054.0	12945.2	22632.4	7980.4	1201.0	31813.8	1.76	
上 高 野 山	南	2726.0	1180.0	29.2	3935.2	1617.0	4492.6	1322.8	143.7	5959.1	1.51
	新市	4434.1	1530.6	134.0	6098.7	1564.7	8642.7	3517.7	856.4	13016.9	2.13
	和南原	3760.5	1634.8	55.9	5451.2	2225.3	8027.7	2347.8	423.6	10799.1	1.98
	下湯川	2363.9	1074.6	35.6	3474.1	720.6	3880.4	876.8	278.0	5035.2	1.45
	上湯川	2804.3	999.0	35.2	3838.5	540.0	4345.2	904.9	221.8	5471.9	1.43
	小計	16088.8	6419.0	289.9	22797.7	6667.6	29388.6	8970.0	1923.5	40282.1	1.77

注) 口筋組の数値は「郡中指出帖之内ハヶ村分写し」(『口和町誌』)、高野山組の数値は伊吹家文書「恵蘇郡高野山組村々万差出帳」に依り、明治9年の数値は広島大学附属中央図書館蔵「広島県恵蘇郡地券税帳」に依った。

山で1.35→1.77倍と高くなる。したがってたとえば奴可郡の西城町とその周辺の9か村では0.97倍と減少しているが、これも切畑の存在を考慮する必要がある。三次郡では出雲国境に近い君田・布野・作木地区に切畑の地目が存在した¹⁸⁾。表3と同様の処理をして増加率を再計算すれば、君田では1.27→1.45倍、布野では1.29→1.55倍、作木では1.41→1.70倍となる。

現在三次郡西野村の類は農業引合い難く御座候付き、田地を捨置き銘々離散も仕るべき哉の様子にも相聞え申し候、此村など先ず定めて御仕向けも成し下され候村方に御座候所、前文申上げ候通り下地民力弱り切り、…百姓共地株を惜しみ申さず、離散仕るべき様子に御座候¹⁹⁾ 作木地区に含まれる西野村は畝高29町歩余(224石余)の小村で、19世紀初頭の人口は170人前後であった。杏坪が取り上げたように、おそらく西野村が難渋村であったことも間違いのないで

あろう。しかし西野村の14町歩余の田は、明治9年には25町歩余に増えており、切畑5町歩を除外した耕地増加率は1.56倍であり、ただ百姓が離散するだけの難渋村ではあるまい。それなりに百姓による開墾がなされていたのである。

表3に戻り、田と畑の面積に注目すれば、田はほぼ倍増しているが、畑は口村組ではかなり減少し、高野山組では微増であったことがわかる。安芸郡など沿岸諸郡では田も畑も激増しているが、畑地の増加は甘藷作の普及にともなう段々畑の開墾にあり、甘藷が栽培されなかった「奥筋」ではそれほど畑が必要でなかったのではないだろうか。さらに注目すべき点として、明治9年の時点において、すべての村で田の面積が近世の耕宅地面積（A）を上回っていることである。これは近世を通じて里方の荒所や谷間を可能な限り水田化したことを意味しており、停滞的な生産活動のイメージでこの地域を描くことは一面的であろう。

次に必ずしも難渋村ではないが、芸北山村の開墾・耕地整備の状況がわかる事例を提示しておこう。山県郡中筒賀村の正地地区は寛永の「地詰帳」によれば、筆数16筆、石高6.319石、面積1町4反5畝の太田川沿いの地である。その後、周囲の原野が畑地に開墾されると、享保14（1729）年に地詰を願い出て、新たに筆数12筆、石高1.16石、面積5反3畝6歩が追加された²⁰⁾。これら28筆のうち田はわずか1筆で、屋敷地は3筆、残り24筆はすべて畑地であった。慶応3（1867）年の絵図によれば²¹⁾、「正司原」（正地）は「三町三畝十二歩、高七石二斗九合」と記載されている。そこで明治9年前後の地租改正時に作成された正地の地籍図を示そう（図1）。す

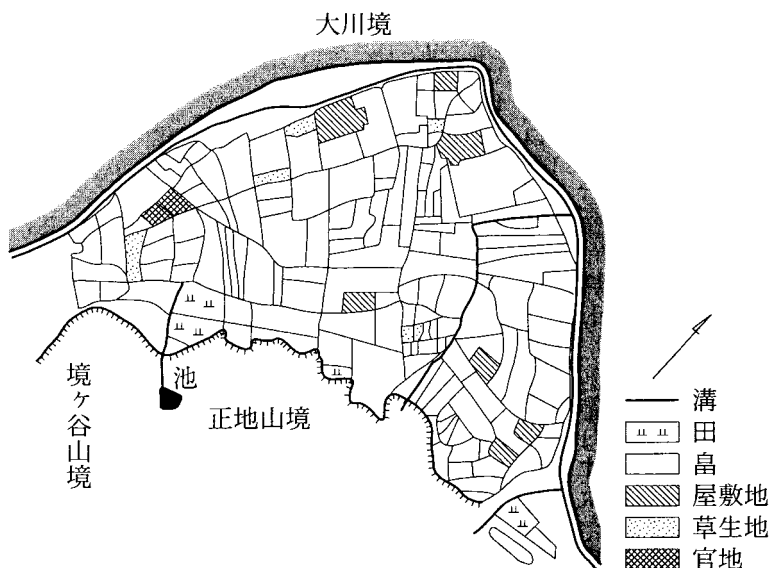


図1 中筒賀村正地の地籍図（明治初年）

出典；呉市・門田顕治氏蔵「第五大区四小区中筒賀字図入」により作成。

べての耕宅地片を数えれば171枚であるが、田は4枚のみである。この地籍図をみると、可耕地の大半が開発されているように見える。明治43（1910）年、正地地区は耕地整理のための設計調査申請を県に提出した²²⁾。

右ノ地区ノ所在地ハ拾町未満ナルモ、西北ニハ大河ヲ控ヘ東南ニハ山岳重疊セル一孤部落ニシテ、如何ニスルモ本面積ノ外拡張不可能、而モ田地ハ僅ニ本部落壱ヶ月ノ糧米ヲ産スルニ過ギズ

「本面積」は「田反別三反二畝二十一步、畑反別五町三反二十六歩、原野反別壱反四畝三步、宅地反別二反二畝九歩」で、計5町9反9畝余であった。地籍図から判断しても明治初年に5町歩以上の水準にあったことは間違いないであろう。前出の慶応3年の絵図において中筒賀村の耕地面積は切畑も含めて67町歩余とされていた。しかし同村の改正反別は104町歩余であった。切畑の大半は荒所となっているから幕末期の時点で50町歩前後の「隠田」が存在していたことになるが、村役人はそのことを無視していたのである。

II 中国山地農村の経済状態と村役人の認識

1. 恵蘇郡高野山組の諸稼ぎ

前章では耕地の増加率に焦点を絞って検討してきたが、本節では農業外の諸稼ぎについて検討せねばならない²³⁾。その前に頼杏坪が指摘した人口減を高野山組の村々で確認しておこう(表4)。宝暦3（1753）年から寛政3（1791）年にかけて人口の減少が著しいのは新市村、和南原村^{おなんぼら}、奥門田村、上湯川村であり、とくに新市村では40年間で3分の1減となっている。しかしながらこれらの村でも明治24（1891）年には増加となっているから、前章で検討した耕地の増加は19世紀前半に実現されたことになるのであろうか。表2をみても奥門田村はたしかに田畑ともに荒所が多いが、新市村で格別に荒れているわけではない。こと恵蘇郡に関しては人口の増加（減少）と耕地の増加（荒地化）に明確な相関関係はないのではなかろうか。杏坪は三次・恵蘇郡について「古来より貧郡にて御座有るべく候え共、古代は人民も多く、殊に鉄値段宜しく、商鑪も数ヶ所これ有り、自然と民力も相応に厚く御座候哉と存じ奉り候、其の後鉄業の様子も相変じ直段も引下げ、これにより山稼ぎ等も相衰え候」²⁴⁾と、たたら製鉄の景気の善し悪しをもって人口の増減を説明しているようである。

表4の「鑪関係」^{たたら}の欄は寛政3年の「差出帳」の記載に拠ったものである。鑪3ヶ所はいずれも藩営であった。ほかにも藩営の鍛冶屋も恵蘇郡には数ヶ所あったが記載されていないので、この時期は高野山組には鍛冶屋は設置されていなかったのであろう。これら鑪・鍛冶屋は18世紀初頭以来、三次・恵蘇郡において民営化の歎願が続けられていたのであった²⁵⁾。もちろん藩営といっても操業形態は民間の請負によるものであった。問題は文化9（1812）年に発覚した鉄山不正事件であった。三次・恵蘇郡の鑪6ヶ所、鍛冶屋19ヶ所において請負の手代たちが不当に

表4 高野山組の戸口の推移と諸稼ぎ

村名	宝暦3年	寛政3年	文政2年	村位	諸稼ぎ	鑪 関 係	明治24年
新市	223戸:849人	163戸:575人	115戸:615人	中	薪炭,鉄運搬		242戸:1321人
和南原	63戸:303人	55戸:261人	64戸:271人			鉄穴7,鑪1	88戸:612人
岡大内	39戸:151人	40戸:141人	38戸:132人	下		鉄山1,鉄穴5	53戸:275人
上里原	33戸:139人	27戸:115人	29戸:121人	下々	小炭,小鉄	鉄山1,鉄穴3,鑪1	34戸:519人
高暮	61戸:197人	43戸:171人	48戸:204人	下々	川小鉄	鉄山4,鉄穴4,鑪1	49戸:446人
下門田	31戸:126人	29戸:124人	35戸:123人	下	小炭,薪		44戸:279人
中門田	33戸:117人	29戸:101人	24戸:128人	中	薪炭,小鉄	鉄穴2	40戸:237人
奥門田	47戸:199人	39戸:152人	38戸:165人	下	小炭,蕨,茅	鉄穴1	48戸:316人
南	39戸:137人	30戸:127人	30戸:89人		小炭,薪		35戸:184人
下湯川	38戸:159人	41戸:139人	37戸:107人	下々		鉄山1	59戸:351人
上湯川	45戸:172人	41戸:133人	54戸:128人	下々	小鉄	鉄穴14	80戸:397人
計	752 :2549	537 :2039	512 :2083			鉄山7,鉄穴36,鑪3	772 :4937

注) 宝暦3年と明治24年の戸口は『角川日本地名大辞典』34のデータによる。文政2年は『芸藩通志』、その他は伊吹家文書「恵蘇郡高野山組村々万差出帳」（寛政3年）により作成。

安く砂鉄の購入を行ったり、着服を行ったりして積年の不正が明らかになった。事実を明らかにした杏坪によれば、「官鉄の手代共百姓よりくり上げる粉鉄（砂鉄）の受け取り様甚だ無理にて、水引き・砂引きということをいい立てて斤目を引く故に、百姓よりは一駄半ばかりも持ち行かずしては一駄の価も得取らぬ故、鉄穴稼ぎも止むる者も多き由」²⁶⁾であったという。そのほか出雲から砂鉄を購入したと架空請求も行って「上の御銀を掠め取り」、その「虚数」は郡内の砂鉄の「水引き・砂引き」をあて、「まったく百姓の物を取りて己の自用に遣いたること明白」になったという事件であった。

ところで表4の諸稼ぎの欄をみると、小鉄稼ぎを行っているのは4ヶ村だけであるが、和南原村や岡大内村では「浮き儲け」の記載がないので空欄になっているが、^{かん}鉄穴があるのももちろん砂鉄の採取がなされていたことは間違いない。鉄穴が最も多いのは上湯川村の14ヶ所であるが、弘化3（1846）年には次のように報告されている²⁷⁾。

- 一、鉄穴ヶ所拾八ヶ所 御鉄山の内に御座候
外に三ヶ所 村山に御座候
- ノ式拾壹ヶ所 内六ヶ所 当時休職
- 残拾五ヶ所 当時行い口

- 一、鉄穴数相定まり居り候と申す義も御座無く候、尤も差出帖等に出し候所は鉄穴口拾四ヶ所と御座候

これによれば、湯川村の14ヶ所は操業の実数を表わすものではないことがわかるが、次に引用する頼杏坪の文から推測すると、寛政年間に休職している鉄穴は以外と多かったのではないだ

ろうか。

それまでは三次・恵蘇郡にて一ヶ年くり上げる粉鉄の数凡そ貳万五千駄と聞こえけるが、其の年より大いに取り増して、其の後は年々凡そ五万駄ばかり取りて送る由申し出る、これはかの水引き・砂引きの無理なることの止みたるにてもあらんか、その外休み居たる鉄穴も取り開きたるも多ければ、かく大いに増したるならん、両郡にて貳万五千駄も出増しぬれば、凡そ銀六七十貫匁も取り増しになりたれば、郡民の沢大方ならず聞ゆ²⁸⁾

藩営鑪で不正がいつ頃から行われていたのか明らかではないが、鉄穴経営農民およびそこでの労働者農民が不当に抑圧されていたことは明らかであろう。と同時に鑪・鍛冶屋に供給する小炭なども安く買叩かれていた可能性もある。「古来」より多くの人口を支えてきた鉄山関係の諸稼ぎの低迷が、近世中期以降に人口が減少した原因の一つであったことは断定できそうである。鉄穴経営の実態については今後の課題としたいが、ここでは天明7（1787）年2月に奥門田村の鉄穴師のために米3石の拝借を「御鉄方御役所」に願い出た庄屋・組頭の願書の一節を紹介しておこう²⁹⁾。

当春の儀は最早雪も御座無く候に付き、分けて難洪の年柄故、鉄穴師のものども別して鉄穴方出情仕り候え共、はん米才覚の業相叶い申さず、必至と指問難洪至極仕り候、素より当村の儀は外村と違い、浮儲け類一切御座無き村方に御座候えば、鉄穴一通りに相懸り居り申し候鉄穴師も雇用労働者用の飯米を借用せざるをえなかつたことは、やはり鑪手代の不正が行われていた証しであろうか。それはともかく村方で米穀が不足気味であったことは確かであろう。また「浮儲け類一切御座無く」と指摘されているように、鑪製鉄関連以外の諸稼ぎが少ないことも人口減少の原因であろう。これは「浦辺」諸郡とは対照的である。比較的諸稼ぎの多い表4の新市村について原史料を示すと次のようである。

一、浮儲けは薪・小炭少々町家へ持ち則ち売る、町人は御鉄少々負わせ申す迄にて御座候、
^{すべ}都て高野山は雪所故、漆・楮・茶・柿類一切御座無く候、片作にて御座候

新市町の町家は100件程度であったので、薪炭を供給する山稼ぎで百姓たちが食いつないでいけるというわけではなかつたようである³⁰⁾。高暮村でも「浮儲け川小鉄少々取り御鑪へ売り申し候外は御座無く候」とあり、日銭を稼げる「浮儲け」が少なかつたことがわかる。

なお明治24年に戸口が激増している上湯川・下湯川村は、農業経営の安定もさることながら、かつての山内^{さんない}労働者が官営広島鉱山の労働者として、村の人口に加算されていることも一因であろう。それにしても全体的にみれば、明治24年に至って宝暦年間の戸口に復したのであった。

2. 近世後期の村借と趣法米

本節では年貢上納の視点から恵蘇郡の貧窮の問題を考察してみたい。18世紀後半、広島藩の年貢賦課方式は定土免制^{じょうつちめん}であり、それ以前の土免制時に行われていた破免（年貢率の低減）は実

施されず、凶作の年には藩から年貢米を借用すること（村借）で、年貢米上納を済ませてきた。恵蘇郡の南部（三次盆地）に位置する殿垣内村では、百姓が難渋している原因として、「毎々早損の愁い」という農業基盤の未整備と、「其上肥草不自由に付き隣村より買入れ代米」がかさむことを指摘する。天明年間に不作が続いた殿垣内村の村高は291石余であるが、「既に文化年中の頃も凡そ千石余の御拝借辻にて返納出来難し」という状態であった³¹⁾。この村の百姓家は28軒で、諸稼ぎについては「農間にはわら物・草履・わら直し、或いは庄原町より吉舎・三次町へ御鉄荷負わせ申す義少し御座候外に浮儲け御座無く、勿論婦人の稼ぎも御座無く候」³²⁾と、高野山組よりも諸稼ぎの機会が多かったわけではないことがうかがえる。

さて文化年間の「凡そ千石余」の村借というのは尋常ではないであろう。1軒当たり約36石の借米となる。それだけ天明年間以降に不作の年が多かったことになる。この「千石余」は「格別の御慈悲を以て利留」にして毎年10石ずつの「永年賦」となった。そして天保6（1835）年に至り5石ずつの返上となり、これまで返上してきた分も「半方御捨て」という寛大な処置がと

表5 安政2年における恵蘇郡殿垣内村の村借残高

借米銀残高	概 要
352.198 石	文化年中拝借返上残り
18.897	天保4年拝借、15年賦返上残り
2.708	同年拝借、無利38年賦返上残り
102.894	天保7年拝借、60年賦返上残り
126.944	天保14年拝借、当年より無利20年賦返上分
46.4	嘉永2年拝借返上残り
2.784	右拝借利足丑寅両年分、50年賦返上定めの分
64.6	嘉永3年拝借返上残り
7.752	右拝借利足丑寅両年分、50年賦返上定めの分
162.207	嘉永6年早損に付拝借、当年より15年賦返上分
24.84	同年作食米拝借、当年より15年賦返上分
1.68	右作食利足、当年より15年賦返上分
12.0	安政元年作食米の内蔵所納め拝借米
925.967 石	計
1,744.3 匁	嘉永4年暮凌銀拝借、当年より無利30年賦返上分
1,764.0	嘉永5年作牛買入代拝借返上残り
13,265.0	同年上納不足銀・馬拝借銀、去年より20年賦返上残り
6,600.0	嘉永6年早損に付暮凌拝借銀
690.0	安政元年暮上納差間拝借銀
23,963.2 匁	計 (此米 399.389 石)
1,325.356 石	総 計

注) 岩竹家文書「恵蘇郡殿垣内村御拝借米銀御返上基建算用帳」(安政2年)により作成。

られている³³⁾。こうして安政2(1855)年の時点で、表5に示したように352石まで減少していた。しかし天保7年をはじめ、その後も村借をせざるをえない状況が続いており、その残高はついに1300石をこえ、「返納の統^すべ相叶い難き」事態となっていたのであった。殿垣内村では趣法を願い出るしか返納の見込みは立たなかった。

趣法の内容は次のようであった。まず「御拝借口々」1325石余を20年間「御浮置」(返納猶予)とすること、そしてこの20年間の間に「基立米」を積み立てることとするが、百姓から5.834石、村役人・五人頭から0.366石の計6.2石を、毎年20年間にわたって郡役所に預けて年利9%で利殖するものであった。20年目には317.18石となり、その利足28.546石に村方からの取立て分5.834石を加えた34.38石を、21年目から39年間返納するというものである。34.38×39=1340石となるが、村の実際の返納額は5.834石を59年間支払うだけであったことになる³⁴⁾。

村借の多さは高野山組11か村でも同様であった。元治元(1864)年時点の残高しかわからないが、組の石高3328石余に対し、借米残高は6742石余と約2倍であった³⁵⁾。殿垣内村程ではないにしても、1軒当たりの借米は約12石となる。同じく最も多い村は南村の29石余、少ない村は新市村の6.3石余であった。文久3(1863)年に高野山組と比和組を管轄する比和勤番所が、家の戸口などに持高や借財などを書いて貼らせるという触書³⁶⁾は、以上のような村借の常態化と、趣法による債務の軽減化に対して自覚を促したものであろう。

ところで上述の殿垣内村の安政2年の趣法願いによる積立ては趣法米とよばれた。しかしながらこの趣法米の全容は不明である。かつて足利角蔵は安政元年に恵蘇郡に赴任した神川平助が、「我れは今度恵蘇郡極難澁者仕法方として来れる神川平助なり、先づ本藩八百五十四箇村中第一の貧村此下原村より仕法を行ふべし、而して其方共は御大切なる御年貢不足をなし不届至極なり、去りながら御公儀に対し恐縮至極の儀なれば御年貢借換を致さすべし」と述べたことを紹介している³⁷⁾。このことから上述の殿垣内村の「基立米」はまさに趣法米積み立てに相当するものと思われる。

『神川平助事蹟録』では、「郡中二万三千石に対し仕法米として四分五厘の増上納を取立て、拾ヶ年を壺期、四箇村を一区として仕法を始む」と趣法米を説明しており、郡全体で一年に1,000石余を積み立てることになる。また脇坂昭夫氏は、これまでの未進年貢米や貸付米銀の上納を免除し、その代わりに2割の利子を付けて年賦で取り立てて積み立てたものでありとし、「ちなみに、恵蘇郡での貸米・銀は元治元年で米にして三六三八〇石余になっていた」と説明している³⁸⁾。殿垣内村を含めてもなぜ趣法米の説明が三者三様なのであろうか。組や時期によって積立方式が異なっていたのであろうか。これについては残念ながら不明な点が多いので今後の課題としておきたいが、慶応3(1867)年の恵蘇郡百姓一揆の際に上村が提出した願書^{かみ}に対する回答を少し長くなるが引用しておこう³⁹⁾。

一、同村(上村)に当り、郡中酒造家の者共へ趣法を以て神川平助仕込みいたし候哉、虚実

相糺し呉候様願ひ出、いか様酒造家の者共内へ趣法米貸付け候儀は相違これ無く候え共、決して平助仕込みと申す訳にはこれ無く、元來趣法振り利倍増長の行い方故、百姓共へ貸付け残りはいづれぞ貸付け申さず候ては趣法通り行われ難き故、作食米等手当残りは壹割の利付けにして貸付方取計い候儀にて、平助壺人の計らいにもこれ無き事

- 一、同村へ当り、神川平助趣法米他郡貸付け候趣意承り度段申し出、是又強いて平助壺人の取計いと申すにもこれ無く、貸付け候趣意と申すは上原村国兼雨池満水に付き、山中へマブ穴を明け、三日市村并に上原村の内ヒナ組へ水を引き、両村共畑勝ち村にて従來難渋いたし候に付き、畑掘り致させ見取米を以て入用方入れ戻しの積りにてマブ穴取計い懸り候処、案外巖石にて容易に普請相調え難く、見込み通り畑掘りも出来難きに付き、右普請入用多分の損米にも相成り、申し聞え候通り利倍の趣法に相成り居り候に付き損米捨置かれ難く、左れば辻郡内はいづれも利足壹割の貸付けに付き、右普請用懸り庄屋格上原村孝太郎へ貸付け建てりにて、他郡へ壹割五朱の利足にして貸付壹割方は趣法の方へ取組み、残りの五朱は右普請損米の方へ入れ戻し候積りにて貸付け候趣意に候事

これによれば、1割の利子で作食米などとして百姓に貸与していたばかりでなく、郡内の酒造家にも融資していたこと、他郡へも1割5分で貸し付けていたことなど、趣法米運営の一端がうかがえるであろう。また神川平助の最大の事業であった国兼池普請工事へも、結果として出銀したことになる。『神川平助事蹟録』の著者は「増上納四分五厘を累算する時は実に十六万余石の大数に上ると雖も、仕法として費やせし処は実に少民の歎を買ひたる極微量に過ぎず」と、趣法米の経済的効果を疑っているが、実態はどうであったのであろうか。たしかに高野山組においても、奥門田村が「神川平助在勤以來追々村方衰微に至り候処、酒造家へ貸付候御米はこれ有り候共、其村々へは壹割米一円貸付これ無く心外」⁴⁰⁾と訴えたように、積み立てとその運用に関しては百姓救済に機能したかどうかは疑問とせざるをえない。

こうした訴えをみると、農村救済策になっていないと思われ、かつ恣意的な運用であるとの謗りは免れない。奥門田村に対して郡役所は、元治元年と慶応元年の両年に46.276石を融資しているとして、その願いを却下しており、また新市村では「趣法米一円貸しこれ無く、凡そ外村同様御貸付け」てもらいたいと願い出ていることからみて、高野山組の村人は趣法米からの借米を積極的に要望していたといえそうである。難渋郡ではありながらも米を借用して農業経営を維持しようとする百姓たちの姿が浮かび上がる⁴¹⁾。

3. 収穫量の認識と村役人

以上恵蘇郡を中心に検討してきたように、「奥筋」諸郡は荒所が多く、人口は減少していたが、荒所を上回る規模で開墾がなされていた。しかし諸稼ぎの機会が少ないため、不作の年には年貢未進となり村借が累積していった。郡役所もそれらの村借を永年賦にしたりして農民負担を軽く

しようとして、さらに幕末期に至っては趣法米制度を行い農民の疲弊を軽減しようとしたのであったが、十分な救済策になったかどうかは疑問である。

こうしてみると、中国山地農村では、本田畑以外の開墾地があっても年貢等を負担すると、多くの農民の経営は成り立たなかったということになる。はたしてそうであろうか。本節ではその点について米収穫量を検討することによって、この地域の農民経済の実態に迫ってみたい。

まず一つの手がかりとして芸北地方の事例であるが、文政10年に作成された山県郡川小田・才乙・奥中原村の「他国金銀出入御約ニ付産物書貫帖」を検討しておこう。この文書は佐伯郡と山県郡で確認されている「他国金銀出入り」調査のために提出を命じられたものである⁴²⁾。この3か村は米の収穫量のみを報告しているが、これらの村の米の収量（有米）を田の畝数で割ると、川小田村が1.40石、才乙村が0.90石、奥中原村が1.50石の反当収量となる。平均値はこの程度ということもいえそうであるが、それにしても才乙村は低すぎはしないかということである。ここには村役人相互に反当収量を設定するに当たって意図的な協議があったのではないだろうか。かつ田の面積にしても近世初期の検地帳を用いており、現実の有畝は採用されていない。川小田村は9町5反余で計算しているが、明治初年の田面積は33町余に増えていた。才乙村も28町歩余→51町歩余、奥中原村は16町歩余→49町歩余の増加であった。ここには村民の飯米を確保しようとする村役人たちの暗黙の申告ルールとでも呼ぶべきものがあつたと思われる。

そこで恵蘇郡殿垣内村の隣村田原村の農家経営についてみてみよう。田原村は「中下の村と相見え申し候え共、薪草山御座無く村内地せまく浮所務御座無く、渡世かせぎ御座無く万事難渋仕り候故、下々の村と相見え申し候」⁴³⁾と記されているが、幕末・維新时期には「近年は用水も相届き、只今にて中の上とも相当り申すべく候」⁴⁴⁾と、国兼池の完成によって生産環境は格段に良くなっていたのであった。

表6は27軒の百姓を上々から下々までの6等級に分けたものに8人の入作を加え、それぞれの収支を一覧したものである。上々の②台右衛門は庄屋で、①権四郎が組頭である。上のうち⑩孫八（家族人数8人）と⑫鈴吉（家族人数1人）は収支差引が2石以下でも上にランクされているのは、労働力のありようや借財、さらには諸稼ぎなどを考慮しているからであろう。それにしても差引が1石台以下の下と下々の17軒は暮らしが立ち行かなかったものと思われる。明治2（1869）年の大凶作を経た翌3年に「極難渋人別」の調査が行われたが、下々の7名が「極難渋人別」とされた。

⑫忠七についていえば、「若年の時父親相果て」、後家となった母親は「田畑一切懸け支配」、すなわち田畑を小作に出して耕作してもらっていたのである。18歳の忠七とすぐ下の弟は「奉公仕り漸く渡世」を送っていたという。そうすると忠七の有米8.95石からはさらに小作人の取分が差し引かれるから赤字はさらに増えよう。また⑬喜作・⑭常平・⑮植次郎に共通するのは病人を抱えているということである。植次郎家の説明には「家内六人罷り居り申し候所、難渋根元は

表6 恵蘇郡田原村の農業収支（慶応元年）

単位：石、畝

等級	百姓名	持高	田有畝	有米	畑有畝	有米	計	概免	返上米	その他	計	差引
上々	①権四郎	22.478	193.4	22.12	31.5	2.25	*24.19	16.41	—	1.99	18.33	5.86
	②台右衛門	18.964	144.5	20.75	26.5	5.10	25.85	13.84	—	4.79	18.64	7.21
上	⑦市三郎	13.000	104.7	15.46	19.6	2.62	18.08	10.19	0.004	3.04	13.24	4.84
	⑩孫 八	6.548	74.4	7.70	2.5	1.05	8.75	4.78	0.004	*2.05	6.83	1.92
	⑤鈴 吉	1.090	5.6	1.00	3.2	0.15	1.15	0.80	—	0.16	0.95	0.20
上下	⑧周右衛門	12.832	105.3	12.90	21.5	2.05	14.95	9.37	0.340	2.70	12.41	2.54
	⑩藤右衛門	11.846	128.2	12.30	16.3	1.70	14.00	8.65	0.534	2.35	11.53	2.47
中上	③定右衛門	15.536	124.4	16.70	22.6	2.45	*18.52	11.34	0.556	2.91	14.80	3.72
	⑥市太郎	13.140	82.9	14.40	8.0	1.03	15.43	9.59	0.521	2.23	12.35	3.08
	⑨彦十郎	11.895	82.1	13.85	19.3	2.15	16.00	8.68	0.301	2.27	11.26	4.74
下	④甚 六	14.817	119.6	14.10	11.1	1.78	15.88	10.84	1.004	2.76	*14.58	1.30
	⑤喜七郎	14.300	109.6	13.30	12.7	2.03	15.33	10.44	0.500	2.60	*13.50	1.63
	⑪台右衛門受	11.334	76.6	9.75	3.0	0.40	10.15	8.27	0.122	0.80	*9.03	1.12
	⑭権右衛門	8.477	71.6	8.45	15.4	1.75	10.20	6.19	0.545	2.17	8.90	1.30
	⑬広三郎	7.215	55.5	7.00	9.3	0.80	7.80	5.27	0.641	0.82	6.73	1.07
	⑰六右衛門	6.809	39.9	6.70	13.0	0.67	7.37	4.97	0.139	0.69	5.80	1.57
	⑳国 吉	6.777	55.1	5.70	16.1	0.90	6.60	4.95	0.242	1.10	6.29	0.32
	㉑喜七郎受	4.968	27.8	4.20	16.2	0.82	5.02	3.63	0.185	0.58	4.39	0.63
	㉒喜七郎受	2.773	14.3	2.40	5.3	0.33	2.73	2.02	—	0.43	2.45	0.28
㉓十次郎	2.444	20.4	2.50	6.0	0.42	2.92	1.78	0.155	0.52	2.46	0.46	
下々	⑫忠 七	10.602	75.5	7.95	12.3	1.00	8.95	7.74	0.862	1.20	9.81	△0.86
	⑬喜 作	9.880	78.6	8.50	9.3	1.43	9.93	7.07	0.804	1.69	*9.61	0.31
	⑮常 平	8.457	61.7	7.53	14.0	0.87	8.40	6.17	0.667	1.36	8.20	0.20
	⑰槌次郎	7.322	50.5	6.00	9.0	1.15	7.15	5.35	0.677	1.54	*7.21	△0.06
	㉔新十郎	1.779	12.3	1.40	11.0	0.78	2.18	1.30	0.261	1.12	2.68	△0.50
	㉕次四郎	0.383	—	—	12.0	0.33	0.33	0.28	—	0.07	0.35	△0.02
	㉖く ま	0.334	—	—	8.2	0.40	0.40	0.24	0.014	0.10	0.36	0.04
入作	乙 吉	2.240	14.0	2.10	—	—	2.10	1.64	—	0.11	1.74	0.36
	柳 助	1.795	14.1	1.80	—	—	1.80	1.31	—	0.11	1.42	0.38
	直 藏	0.842	10.5	1.20	—	—	1.20	0.61	—	0.08	0.69	0.51
	武右衛門	0.784	9.8	1.10	—	—	1.10	0.57	—	0.08	0.65	0.45
	く め	0.568	0.5	0.05	6.6	0.45	0.50	0.41	—	0.04	0.46	0.04
	本 藏	0.504	—	—	6.9	0.38	0.38	0.37	—	0.04	0.41	△0.02
	伊 平	0.400	—	—	8.0	0.30	0.30	0.29	—	0.05	0.34	△0.04
	次四郎	0.383	—	—	12.0	0.33	0.33	0.28	—	0.07	0.35	△0.02
総 計		253.133	1961.4	248.91	373.2	37.53	285.62	185.35	9.032	44.67	238.57	47.06

注) 岩竹家文書「恵蘇郡田原村百姓人別現実株式取り分ヶ帳」（慶応元年、『第一期資料集』所収）により作成。なお百姓名に付した丸数字は持高の順位であり、持高と返上米以外の石高は小数点第3位を四捨五入した。数値の前に*印が付けてあるのは、計算があわないが原資料の数値を示したものである。また畑の有米は大豆・麦・蕎麦・稗などを米に換算したものであり、支出のその他は種籾・山手料などであり飯米は含まない。

表7 恵蘇群田原村岩竹家の米収穫量

年 代	平均収量	平均反収	同指数	備 考
天明6年～寛政元年	24.025 石	1.663 石	100	4か年平均
寛政2年～寛政6年	24.840	1.719	103	
寛政7年～寛政11年	27.550	1.907	115	2か年平均
寛政12年～文化元年	?	?	?	
文化2年～文化6年	29.910	2.070	124	2か年平均
文化7年～文化11年	30.507	2.111	127	
文化12年～文政2年	32.929	2.279	137	
文政3年～文政7年	30.807	2.132	128	
文政8年～文政12年	30.523	2.112	127	
天保元年～天保5年	29.014	2.008	121	
天保6年～天保10年	26.014	1.800	108	天保7年不作
天保11年～弘化元年	30.456	2.108	127	
弘化2年～嘉永2年	30.210	2.091	126	4か年平均
嘉永3年～安政元年	27.587	1.909	115	
安政2年～安政6年	31.113	2.153	129	
万延元年～元治元年	50.182	2.270	137	文久3年より不作
慶応元年～明治元年	46.801	2.117	127	4か年平均

注) 岩竹家「年々出来米覚帳」より作成。

第一家内病気勝ちにて、田畑手守護等の義人並みに行届き申さず」と、農作業が不十分で「年々出来米等多分御座無く」難渋していたのであった⁴⁵⁾。

次に上々の②台右衛門家を検討することによって、この表6の問題点を指摘してみたい。台右衛門家の田有畝は14.45反で、有米が20.75石とされている。台右衛門家には天明6（1786）年から明治元年まで約80年間の米の収穫量を記録した「年々出来米覚帳」が残されている。それを5年間ごとに整理したのが表7である。もちろんここでの有畝は検地帳上の面積を基準にしたものであるから、表7の平均反収が正確というわけではない。しかし田畝は安政6（1859）年までほぼ一定であり、万延元（1860）年から「追揚」百姓となった永次郎家（⑪）の田畑を引受けており、同年から22.11反の田畝となっていることがわかるので、この表の平均反収の指数は有効である。またこの史料には文久3（1863）年に後年の書込みがあり、「当年より存外不作にて御年貢相済ませ候者良助（②）・権四郎（①）・孫八（⑩）・朝吉（⑮）、其の外は一同不足に相成り候、六拾石計り拝借仕り候年柄に御座候」と書かれているが、この年の収量は48.885石（反当2.21石）であった。前年が57.465石であったから10石近い減である。文久3年の翌年の元治元年も49.31石と不作であり、翌慶応元（1865）年に至っては40.165石（反当1.82石）、同2年には42.0石と不作が続く。同3年に58.152石と回復するものの、同4年には46.435石と減収となり、明治2年の大凶作と続いていく。

ところで表6の典拠の「株式取り分ケ帳」が作成されたのは元治2年2月であるが、有米の数値は元治元年のものではない。近年の「田方上作・中作・下作」のうち「中作」を用いたものである。したがって「下作」を用いると、下と下々の人別は一段と惨憺たる結果となる。⑬喜作の田方有米は8.5石となっているが、「下作」は7.5石なので差引は赤字となる⁴⁶⁾。こうしたことを念頭において再び台右衛門家に戻ると、「田方上作」は22.845石となっているが、表7に示したように安政年間には平均31石余の収穫があった。⑭台右衛門受を含めた「上作」は33.595石となるが、万延元年から元治元年までの平均収量は50石余であり、反当収量も2石を超えている。

このような有米の決定は恵蘇郡における地租改正時にもみられた⁴⁷⁾。つまり現実の収穫米から4分の1から3分の1を必要経費として控除したものを有米として申告するというのが、当時の村役人たちの一般的な認識であったのではなかろうか。本節の最初に指摘した増加面積分の収穫量もあえて無視していたことを考慮すると、村人によっては相当の作徳を手許に残していたものと思われる。ただ19世紀に入ると天保・嘉永・幕末と不作が続いたので、多くの農民が借米の返済に苦しめられることとなったことも確かである。しかし前節の最後に指摘したように、これらの地域では借米（村借）は農民にとって必要不可欠であり、農民経済に構造的に組み込まれていたとみることも可能である。

おわりに

中国山地地域、とくに近世の備後と出雲に限定すれば、出雲側の研究が進んでいるといえよう。とくに仁多郡の鉄師櫻井家や絲原家を対象としたたたら製鉄の研究によって、出雲地域の山村像が解明されつつある⁴⁸⁾。備後側の三次・恵蘇・奴可郡ではまとまった鉄師の史料が多くないため、たたら製鉄の研究は概説にとどまっているといわざるをえない。また山村の再生産構造の中核となるべき農民経済（生産・流通・消費）と村落共同体の分析については、出雲・備後ともまだ解明の余地が十分にあると思われる。出雲では近代の株小作制度、備後では頼杏坪以来の「難洪郡」のイメージが、これらの地域の近世の農民経済・共同体像に大きな影響を及ぼしているのではなかろうか。しかし芸北・備北地域で検証したように、差出帳類に「川成・荒所」など莫大な引高が記されていても、これらの多くは実際に復興されており、さらに可耕地となるべき所は大方開墾されていたのであった。

表4でみたように高野山組では、浦辺諸郡でみられるような倍増、3倍増といった戸数の極端な増加はみられない。これも難洪ゆえのことであることに異論はないが、しかしそれだけではない。この背景には肥料源としての山林に規定されているのである。

- 一、当山根組の儀は枝郷故、肥草薪等も不自由にて渡世相凌ぎ難く候に付き、先年より度々申し定め御座候通り、新家作り候儀は相成らざる定めに候に付き、是迄相応に相守り居り合申し候

この史料は、山県郡の加計村山根組の掟で文政3（1820）年に成文化されたものである⁴⁹⁾。この山根組は肥料源としての草山に限られているので、共同体として新たに家をたてるのを控えてきたのであった。金肥が導入されていないわけではないが、輸送コストがかかったために肥料の主体は依然として肥草に依存していた。そのことが分家の創出を抑えることとなったのである。本稿で取り上げた恵蘇郡南部の平野に立地する田原村も「薪草山御座無く村内地せまく」、明暦4（1658）年時の名請人は32人、宝暦6（1756）年には31人、そして寛政7（1795）年には31軒、慶応元（1865）年には27軒であったことからわかるように戸数は増加しなかった⁵⁰⁾。それに対して浦部諸郡は干鯛等の金肥が容易に導入されたために、山林の農業経営に占める地位が低下し、山林が階段状田畑として開発され、かつ諸稼ぎの機会が多かったため、結果として共同体の規制が緩和されて分家の創出も容易になったものと思われる。

したがって人口が増加しないことと「難渋郡」であることとの関係を否定するつもりはないが、生産環境に応じた村落共同体規制が働いていたことも事実であり、むしろ村人の生活の維持のためにとられた最適の対応であったのかもしれない⁵¹⁾。杏坪が文政12（1829）年に、「私当月請郡奴可・三上・三次・恵蘇四郡見分の為巡村仕り候所、一統静謐当年は諸作好く出来仕り、…四郡社倉法・鉄業も相替らず相行われ、当時鉄直段も宜敷、一統相競い居り申し候、…三次・恵蘇両郡は弥以て人気居り合い宜敷、先年の様不風俗騒ぎ立て候様の儀は、曾てこれ有る間敷相見え申し候」⁵²⁾と述懐しているように、近世後期の備北山村は「難渋」一色ではなかった。諸稼ぎは少ないものの借米を返済すべく、あるいは借米を利用しながら、村落共同体が維持されてきたのであった。

注

- 1) 「春草堂秘録」（『広島県史』近世資料編Ⅵ所収）、なお頼杏坪の思想と政治的实践に関しては、頼祺一「朱子学者の政治思想とその実践（上）（下）」（『芸備地方史研究』64、65・66号、1967年）がある。
- 2) 拙稿「慶応三年備後国恵蘇郡百姓一掟の基礎的研究」（『史学研究』156号、1982年）、同「幕藩制解体期における農村支配と豪農」（『史学研究』165号、1984年）。
- 3) 谷村賢治「文政期広島藩における浦辺・奥筋の非農産物と生産性格差」（『三田商学研究』23巻6号、1981年）。
- 4) 拙稿「明治前期中国山地農村における土地売買と小作契約」（『広島大学大学院文学研究科論集』第67巻、2007年）、同「明治前期における中国山地農村の地主小作関係」（『近世近代の中国地方一たたら製鉄・石見銀山と地域社会』清文堂、2008年）、同「地租改正における地価の決定と収穫量」（『地方史研究』336号、2008年）。
- 5) 拙著『近世の経済発展と地方社会』（清文堂、2005年）第2章第1節。

- 6) 山県郡において「村々切替畑焼払い申し度段、願いの通り聞届け差免し候条、此旨相心得火の元念入れ、外山所焼添え申さず様」にと、郡役所が命じていることから（旧加計町・井上家文書「態申遣ス」午4月）、切畑が焼畑系統の畑地であったことがわかる。
- 7) 『戸河内町史』資料編（上）、100～101頁。
- 8) 「山県郡上筒賀村諸色指出帳」（『筒賀村史』資料編第1巻、1 - 1 - 2号）。
- 9) 「山県郡坪野村諸色指出し帖」（『加計町史資料』上巻、646頁）。
- 10) 旧筒賀村役場蔵「諸書附控帳」（文化14年）。
- 11) 旧高野町・栗本家文書「地等一条手控簿」（明治10年）。
- 12) 同上「地所改正反別等級地価取調綴帖」（明治12年）。
- 13) 「両筒賀村山御改之帳」（『筒賀村史』資料編第2巻、1 - 3号）。
- 14) 木村礎『村の語る日本の歴史』近世編①（そしえて、1983年）。
- 15) 「杏翁意見」（『広島県史』近世資料編Ⅵ所収）。
- 16) 杏坪は筒井極人と「平生議論合わず」と述べているが、筒井極人の政策基調については、土井作治「近世国益政策の特質」（『史学研究』124号、1974年）を参照されたい。
- 17) 「郡中指出帖之内八ヶ村分写し」（寛政4年、『口和町誌』所収）。
- 18) 「三次郡覚書」（享保7年、『三次市史』Ⅱ所収）。
- 19) 24) 「三次恵蘇郡地合救方愚考」（「杏翁意見」）。
- 20) 東広島市・箱田家文書「安芸国山県郡中筒賀村新開地詰帖」（享保14年）。
- 21) 『筒賀村史』資料編第1巻、口絵写真。
- 22) 同上、1028頁。
- 23) 前掲注2) 拙稿では、諸稼ぎについてまったく取り上げなかったが、江戸時代に専業農家といえる農民は少なく、多くは諸稼ぎをとともなう兼業農家であった（深谷克己・川鍋定男『江戸時代の諸稼ぎ』農山漁村文化協会、1988年、など参照）。
- 25) 『広島県史』近世2、312～313頁。
- 26) 28) 「一揆鑪所」（「老の祭言」、『広島県史』近世資料編Ⅵ所収）。
- 27) 広島大学日本史研究室蔵・伊吹家文書「御用控」（天保14年）。
- 29) 栗本家文書「奥門田邑御用方控」（天明7年）。
- 30) 山稼ぎの位置づけについては、拙稿「近世安芸国における山稼ぎ業と城下町」（『内海文化研究紀要』第36号、2008年）を参照されたい。
- 31) 33) 庄原市・岩竹家文書「恵蘇郡殿垣内村御拝借口々御返上方之義ニ付奉歎上書附」（安政2年）。
- 32) 同上「村方形容御尋之趣申上ル頭書」（安政3年）。
- 34) 同上「恵蘇郡殿垣内村御拝借米銀御返上基建算用帳」（安政2年）。

- 35) 伊吹家文書「恵蘇郡各村御貸米口々返上残元書出帳」(明治元年)。
- 36) 『広島県史』近世資料編Ⅳ、2114号。なお頼祺一「民衆思想論」(『講座日本近世史』9、有斐閣、1981年)も参照されたい。
- 37) 足利角蔵『神川平助事蹟録』(非売品、昭和8年)。なお本書の全文は『「近代」社会の形成と時間・空間・生活』(1999～2001年度科学研究費補助金基盤研究(A)(2)研究成果報告書、研究代表者頼祺一)に紹介しているので参照されたい。
- 38) 脇坂昭夫「慶応三年恵蘇郡百姓一揆(二)」(『芸備地方史研究』39号、1961年)。
- 39) 40) 伊吹家文書「郡中村々不風儀相企候一件郡廻石井惣兵衛様御廻村々御談頭書」(慶応3年)。
- 41) 融通=循環論をキーワードとして農民層分解論を論じたものに、大塚英二『日本近世農村金融史の研究—村融通制の分析』(校倉書房、1996年)があり、今後の指針となる。拙稿ではまだ農民層分解論には至っておらず、今後の課題としたい。
- 42) この「他国金銀出入約メ帳」(文政9年、11年)は、広島大学附属中央図書館・加計隅屋文庫に山県郡と佐伯郡のものが残されているのみである。佐伯郡のものは『廿日市町史』資料編Ⅱ(廿日市町、1975年)に収録されている。
- 43) 「恵蘇郡田原村万指出帳」(寛政4年、『第一期資料集』所収)。
- 44) 45) 岩竹家文書「恵蘇郡田原村形容御尋ニ付内密書出帳」(明治3年)。
- 46) 明治初年において本年貢の負担率が有米の10%前後であった奥門田村の反当収量はどの家でも1.8石以上であった。その奥門田村の地租改正時における村等は82等であったが、田原村は30等であった。この点からも表6において持高とあまり変わらない有米はありえないと思われ、実際には2倍近くの収量があったのではなからうか。
- 47) 前掲拙稿「地租改正における地価の決定と収穫量」。
- 48) 最近では相良英輔氏を中心とする調査班によって、『鉄師絲原家の研究と文書目録』(横田町教育委員会、2005年)と『櫻井家たたら研究と文書目録』(奥出雲町教育委員会、2006年)、前掲『近世近代の中国地方—たたら製鉄・石見銀山と地域社会』(清文堂、2008年)が上梓されている。
- 49) 『戸河内町史』資料編(上)、第3章42号。
- 50) 前掲拙稿「慶応三年備後国恵蘇郡百姓一揆の基礎的研究」。
- 51) 坂根嘉弘「近代日本の小農と家族・村落」(今西一編『世界システムと東アジア』日本経済評論社、2008年)は、「土地所有利用関係についても、村人が守るべき集团的規範が成立し、『村』の規範に照らした強い調整機能が働いた。地主小作関係も例外ではなかった」など示唆に富む論点を示されている。
- 52) 「己丑十月言上草稿」(「杏翁意見」)。

Peasant Economy of the *Chugoku* Mountains Area in the Second Half of Early Modern Times

Tomihiko NAKAYAMA

This paper reexamines the accepted theory that the villages in Chugoku Mountains were in poverty. This paper clarified the following points. Most wasteland since the first half of early modern times was recovered. Many of Burnt fields were abandoned in early modern times. The area of the arable land of these areas increased by peasants cultivation. However, since there were many lean years, the peasant debt increased, and they were troubled by payment. Moreover, since there were few places of earnings other than agriculture, payment was not completed easily. And in these areas, the number of houses and population did not increase by the collective norm which a villager should protect.